

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人ヒューマン・ネットワーク
所在地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成26年9月1日～平成27年1月30日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	小学館アカデミー いちかわ南保育園		
(フリガナ)	ショウガクカンアカデミー イチカワミナミホイクエン		
所在地	〒272-0033 千葉県市川南3-13-12		
交通手段	JR総武線 市川駅より徒歩8分		
電 話	047-325-8030	FAX	047-325-8033
ホームページ	http://www.shopro.co.jp/		
経営法人	株式会社小学館集英社プロダクション		
開設年月日	平成26年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	12	12	12	0	0	57		
敷地面積	m ²			保育面積		164,34m ²			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	嘱託医による健康診断・歯科検診・毎月の身体測定・ぎょう虫検査。 全職員の検便								
食事	完全給食								
利用時間	7:00～20:00								
休 日	日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)								
地域との交流	ハロウィン交流・運動会・生活発表会								
保護者会活動	年2回の保護者会・個人面談/地域の有識者/本社/園長による運営委員会を年3回開催								

(3) 職員 (スタッフ) 体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	12	7	19	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	7	1	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	2	2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市へ申請	
申請窓口開設時間	市川市の規定による	
申請時注意事項	市川市の規定による	
サービス決定までの時間	市川市の規定による	
入所相談	園見学は随時受け付け (電話での申込み制)	
利用料金	市川市規定	
食事料金	保育料に含まれる	
苦情対応	窓口設置	園内窓口・投書箱・Eメール・運営事務局窓口
	第三者委員の設置	第三者委員 高橋昌子/弁護士 釘澤知雄

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>保育理念「あったかい心をもつ子どもに育てる」 保育基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「思いやり」の気持ちを大切にします ・「生きる力」を大切にします ・「好奇心」が伸びる環境を大切にします ・「経験」「体験」を大切にします ・一人ひとりの「得意」を大切にします ・「ことば」の美しさ、楽しさを大切にします ・「地域との関わり」を大切にします
<p>特 徴</p>	<p>楽習保育を導入し日々の保育活動に取り入れています。 小学館ライブラリーを設置し絵本の貸し出しを行なっています。 園内にプランターがあり、種まきから栽培、収穫、そして自分で育てた野菜を食べることの喜びを体験しています。(2歳児・3歳児)</p> <p>園内にビオトープが設置してあります。四季の自然を肌で感じたり、木の実や葉っぱなどの自然物でごっこ遊びを展開することができます。</p> <p>ラングセンターではコーナー遊びを設定し、子どもが好きな遊びをみつけて遊びこむことができます。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>楽習保育とは、乳幼児から「あそび・せいかつ」から「まなび」につながる体験を大切に考えた保育です。人との関わりやふれあいを豊かに感じる生活の中で「あたま」「こころ」「からだ」へのバランスの良い刺激と総合的な体験は子どものその後の学校、社会生活に必要な「人として生きる力の基礎」につながると考えます。</p> <p>コミュニケーションプログラム 歌や絵本の読み聞かせなどを通して「ことば」の楽しさ、美しさ、使い方や決まり、いろいろな表現力を身につけます。</p> <p>ネイチャープログラム 「自然」「かず・かたち」に親しむ時間を大切にします。つくる、そだてる、みつける、かんじることを大切にしながら食育活動、制作活動などにつながる体験をしていきます。</p> <p>リズムック・運動プログラム 「からだ」全身であそび、からだを動かすことの楽しさを積み重ねます。からだあそびを通して音やリズム、からだのバランスや移動を全身で実感し、表現する力を育てていきます。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

評価機関NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること

1)保育理念・目標が明確に示され実践するためのプログラム、マニュアル等が整備されている

保育理念「あったかい心をもつ子どもを育てる」7つの基本方針、3つの保育目標を明確にパンフレット等に明示している。また、楽習保育「あそび・せいかつ」から「まなび」への保育によって「人として生きる力の基礎」をつくることを目標として、コミュニケーションプログラム、ネイチャープログラム、リズム・運動プログラムを設定し、プログラムを実践しやすくするためにレシピを用意している。また、業務マニュアルには保育の基本、心得から環境設定、危険予防等必要なマニュアルを整備している。

2)人材育成を重視し研修内容が充実している

人材育成を重要戦略課題として中期計画に明示し力を入れている。研修は入社時に保育理念、保育所保育指針、社会人常識、楽習保育等実施し、その後フォローアップ研修で同じような内容で実施している。各プログラム研修や新任研修、新園長研修等階層別研修も行われている。個人別には「求める職員像」と職務規定を明示し、能力向上シートにて個人目標を自己申告し、園長の個人面談を受け現場での体験と助言を基に成長を図るシステムを構築している。

3)食育に力を入れて食への興味・関心を広げている

年間食育計画を作成し、園長・保育士・栄養士が話し合いのもと、保育の一環として食材への関心と食べる楽しさを育てている。園庭でピーマン、トマト、チンゲン菜、小松菜など子ども達が種まき、栽培し大きくなったものを収穫し、自分たちが作ったものを食べてみることを体験し、食への興味・関心を広げ、食べなかった食材(魚や葉物)も食べるようになる等の経験している。子ども達が食べていない傾向の食材を把握し提供したり、食べやすい切り方や彩を工夫したり、味付けはダシを大目にとり食塩を減らすなど工夫し保育参加時での保護者の試食でも好評を得ている。

さらに取り組みが望まれるところ

1)モチベーションの向上と信頼関係の構築が期待される

法人のモチベーション向上システムとしては、理念・目標と特長ある保育プログラム、人事考課制度・目標管理制度と個人面接、充実した研修システム、本部バックアップ等充実している。評価に当たり実施した職員自己評価によると当園のモチベーションは課題があると思われる。コミュニケーションのあり方を改善し、全職員で園目標の実現に向かって取り組む信頼関係の構築が望まれる。

2)保育理念や目標の実践について定期的に話し合う必要があると思われる

職員は配属前研修にて、保育理念、保育所保育指針等の研修を受け配属される。理念や目標は園内に掲示され保育課程に明示されているが、日々の保育に追われ、実践を通じた理念・方針の確立は出来ていない現状である。今後、園理念・目標を共有し実践面を定期的に話し合う事が必要と思われる。

3)職員相互の日々の振り返りで指導計画と保育内容の充実が期待される

日々の保育の振り返りは、ねらい、主な活動、評価・反省の項目で行っているが、状況記録が多く見られる。今後は、保育を実践した職員相互の話し合いを通じて、ねらいに沿って保育者自らの関わりや、子どもの心の育ちや意欲、取り組み等についての振り返りが必要と思われる。日々の話し合いによる振り返りの積み重ねが、翌日・翌週・翌月への指導計画へと関連し保育内容の充実と、職員の遣り甲斐に繋がることが期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

職員全員と第三者評価について話し合いを行った。現在は、職員会議・昼ミーティング・リーダー会議の合計3回を実施している。その結果、少しずつではあるが良い方向に向けて改善に動いている。改善内容を具体的に、実践を行っている段階である。今後も職員と話し合いの機会を持ち、積極的にコミュニケーションを取りながら、「どうしたら良くなっていくのか」を皆で知恵を出し合い考え、実践していきたい。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				実施数	未実施数
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	2	1
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	4	0
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
			16 提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価 子どもの健康支援 食育の推進	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	1	2
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	3	1
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	2	非該当1
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
	5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4	0	
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。			5	0	
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	3	2	
計				120	7

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</p> <p>理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p> <p>(評価コメント) 保育理念「あったかい心をもつ子どもを育てる」や7つの基本方針、3つの保育目標を定め、パンフレット、ホームページ、園内掲示板に明示している。また、楽習保育「あそび・せいかつ」から「まなび」への保育によって「人として生きる力の基礎」をつくることを目標として、コミュニケーションプログラム、ネイチャープログラム、リズム・運動プログラムを設定し、パンフレット等に記載している。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p> <p>(評価コメント) 職員は入社時の配属前研修にて、保育理念、保育所保育指針、社会人の心得、楽習保育(コミュニケーションプログラム、ネイチャープログラム、リズム・運動プログラム)等の研修を受け配属される。配属後は園長の指導により保育課程や指導計画の作成過程で理解を深め、実践面では現場での指導を受け理解を深めている。理念や目標は園内の掲示や保育課程に明示されているが、全職員の理解を十分行うために、園目標を共有し実践面を定期的に話し合う事が必要と思われる。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p> <p>(評価コメント) 保育理念・方針・目標は入園のしおりやパンフレットに掲載すると共に、入園説明会や面接時に説明し、また、クラス懇談会や行事等の挨拶時にも説明している。具体的な実践事例は毎月の園だよりに掲載し、園が目指している取り組みを紹介している。保護者アンケートの結果では93%の方が「園の方針や目標」を知っていると回答されていた。</p>
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている</p> <p>(評価コメント) 保育の質の向上と、人材育成を中心とする中長期事業計画のもとに、園の「26年度事業計画」を設定している。計画内容は保育の質の向上を目指して保育マニュアルの徹底、保育内容の充実、会議内容の充実、安全の徹底、人材育成、地域連携等である。設立6ヶ月が経過し、新たな課題が明確になり、園目標の共有化と信頼関係の構築、コミュニケーションの促進等が課題と思われる。</p>
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p> <p>(評価コメント) 職員会議では毎月、全職員が参加し各クラスの報告や、各係からの報告、連絡事項の伝達、外部研修の報告、内部研修等行い情報を共有している。クラスミーティングは毎月、目標・役割の確認、指導計画・養護と教育に関する振り返り、反省等を行っている。今年度新設の園であり、26年計画に職員の参画はないが、次年度計画には職員の意見を聞き設定することが望ましい。</p>
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p> <p>(評価コメント) 法人のモチベーション向上システムとしては、理念・目標と特長ある保育プログラム、人事考課制度・目標管理制度と個人面接、充実した研修システム、法人バックアップ等充実している。評価にあたり実施した職員自己評価によるとモチベーションに課題があると思われ、コミュニケーションのあり方を検討する必要がある。</p>
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<p>法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</p> <p>従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</p> <p>プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</p> <p>(評価コメント) 理念、社会人の心得、就業規則、倫理規程、保育所保育指針、個人情報保護規定等を研修等で徹底している。保育業務マニュアルには「求められる職員像」「子どもの人権を守る保育」「人権に配慮した保育」「虐待について」「プライバシーの尊重」「差別用語」「勤務の心得」等が分かり易く、具体例の掲載で、職員への周知・徹底を図っている。</p>
8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<p>人材育成方針が明文化されている。</p> <p>職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</p> <p>評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</p> <p>評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</p> <p>(評価コメント) 「求められる職員像」や役割別に求める要素・資質を一般・主任・園長・サポート園長等の役割別に専門性、社会人、人間性、経営性の分野で明示している。職員は個人能力向上シートに園目標に対して個人目標・課題・すべきことを自己申告し、園長の面接を年2回受け能力向上を図っている。人事考課表は組織運営能力評価、業務遂行能力評価、対人間関係能力考課等で公平・公正な評価に努めている。</p>

9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 職員の希望の聴取等をもちに、総合的な福利厚生事業を実施している。 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント)就業管理システムにより出退勤、時間外勤務、有給取得状況を把握し、就業関係の課題改善に努めている。また、健保関係のメンタルヘルスカウンセリングを受けられる制度があり、悩みや苦情を受ける「すっきり相談室」、産業医による個別相談等、職員をバックアップするシステムが充実している。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	中長期の人材育成計画がある。 職種別、役割別に能力基準を明示している。 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 個別育成計画・目標を明確にしている。 OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)職務分担表には職種別・役割別の能力基準が明示されている。ピトープ研修・ラーニングセンター研修などの年間研修計画が作成されている。配属前研修では職員としての心構え・社会人力や保育理念・保育所保育指針についての研修が行われている。能力や経験年数を考慮したフォローアップ研修では、現場での体験をもとに事前に「振り返りシート」を記入したうえで実習保育・危機管理等の研修に参加している。園長は職員の「個人能力シート」を活用し達成可能な目標の設定などの助言を行い、職員の個別育成を図っている。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)「子どもの人権を守り、人権に配慮した保育」をテーマの配属前研修・フォローアップ研修が実施されている。子どもに対することば使いや接し方に特に配慮し、複数担任制でお互いにチェックしあい、ミーティング・職員会議で子どもの権利についての周知を図っている。また、プライバシーの尊重と保護に努め「人には言わない・貼らない・持ち出さない」ことを原則に対応している。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 個人情報の利用目的を明示している。 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)入園説明会時に「個人情報等の取扱い」を保護者に配布し、個人情報の利用目的や写真等の取り扱いについて説明の上、書面による意思確認を行っている。職員に対しては、個人情報保護法・肖像権等の配属前研修・フォローアップ研修を実施し周知徹底を図っている。また、園内行事等で個人情報に関係する事案が発生した際は、職員会議で具体的な説明を行い職員の理解を深めている。ボランティア、実習生、体験研修についても事前オリエンテーションで説明し確認書の提出を義務付けている。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント)運動会などの園内行事後にはアンケートを実施し、行事の感想だけではなく、毎日の保育・給食などへの意見・要望を自由に記入できる等の工夫をし保護者の思いの把握に努めている。年2回の保育参加時を活用しての個人面談やクラス懇談会においても保護者の意見を収集し希望・要望の把握に努めている。職員は相談しやすい声かけに努め、また、プライベートな内容については相談室を利用した対応を行っている。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント)「入園のしおり」には園内および法人の苦情解決責任者・受付方法・第三者委員名などの「苦情受付窓口」の案内が明記され、玄関の掲示板にも掲示され周知が図られている。保育参加時の個人面談や保護者会でも苦情・意見を聞く機会を設けている。また、「ご意見箱」が玄関ホールに設置され保護者の意見申し立てや提案を匿名で受け付けている。寄せられた意見は苦情マニュアルに沿って、職員会議や法人で検討し保護者への回答を行う仕組みが整備されている。		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント)自己評価は、個人能力シートに掲げた自己の目標や課題の振り返りと評価を年2回行い、園全体の自己評価はクラスミーティングや職員会議で行っている。自己評価後の面談は、園長及び法人担当者と実施し、成果につながった内容や今後挑戦してみたい課題や問題などを、次期に繋がるように話し合い保育の質の向上に努めている。今後、更に保育内容を深めていくために、個人と園の評価項目の再検討が望まれる。		
16	提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	業務の基本や手順が明確になっている。 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 マニュアル見直しを定期的に行っている。 マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント)保育・運営・業務・保健衛生・給食・緊急時対応まで網羅された「施設運営業務マニュアル」が園長により管理されている。常勤職員対象の配属前研修で、保育理念・職員としての心構え・個人情報保護法等の資料が配布され、保育現場で必要に応じて適宜活用されている。職員会議では現場で抱える問題をテーマにした研修を実施している。その際、園長は「保育園業務マニュアル」の該当部分を説明し、非常勤職員を含む全職員へマニュアルの周知徹底に努めている。まず、法人のマニュアルを理解・活用し、次は、日常の改善を踏まえて職員参画の基に当園独自のマニュアル作成に繋がることを期待する。		

17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 保護者の希望に沿って日程を調整し見学を受け入れている。見学時には園の保育理念・基本方針・保育内容・一日の流れなどが記載されたパンフレットや入園のしおりを提供し園の全体像の理解を図っている。子どもたちが遊具で遊んでいる保育室の様子を園長同行で見学し、園の特色や保育内容についての質問にも応じている。希望者には感染症・離乳食などの育児相談を実施している。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園説明時には、園の基本方針・保育理念・保育目標や一日の流れ、保育環境・活動をわかりやすいイラスト付きのパンフレットを使って法人の担当者・園長が説明し、また、お子さんの喜ぶ姿に保育士がどのように関わっているかなど、具体的な保育内容についての説明を心掛けている。説明会後には児童票や健康記録表を利用し個別面談を実施し、子どもの行動や心の動きで心配な点、配慮の必要な健康に関する事項などの聞き取りや確認を行い面談チェック表に記録している。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協働体制の下に作成されている。
(評価コメント) 「あったかい心をもつ子どもに育てる」との保育理念に基づき法人共通の保育課程が作成されている。保育理念・保育目標・保育方針は配属前研修や月1回の職員会議において全職員が基本的な共通理解を図っている。今後は現場の職員の意見を取り入れ、今年度の指導計画の反省・振り返りを行った上で、子どもの家庭環境や地域環境にも考慮した園独自の保育課程を園長の責任の基に作成することが望まれる。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程に基づき、年間・月間・週日の指導計画を作成し、実践の振り返りを行い次の計画へ反映するよう努めている。年間指導計画は、3期に分けねらい、養護と教育、環境設定、配慮事項、食育等で構成し毎月の振り返りを行っている。日々の保育の振り返りは、ねらい、主な活動、評価・反省の項目で行っているが、状況記録が多く見られる。今後は、保育を実践した職員相互の話し合いを通じて、ねらいに沿って保育者自らの関わりや、子どもの心の育ちや意欲、取り組み等についての振り返りが必要と思われる。日々、話し合いによる振り返りの積み重ねが、翌日・翌週・翌月への指導計画へと関連し保育内容の充実と、職員の遣り甲斐に繋がることが期待される。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 好きな遊びができる場が用意されている。 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 職員は研修にて、楽習保育(コミュニケーションプログラム、ネイチャープログラム、リズム・運動プログラム)等の研修を受け、子どもが主体的にあそびを選択し興味を広げていける環境作りと働きかけに努めている。4月の設立時に法人基準により本やぬり絵、遊具等用意し、その後子どもの発達に即して必要な遊具等が補充されている。保育士は子どもが自由に楽しめるように環境を設定し、子どもの主体性を尊重した、遊びから学ぶ過程を観察し子どもを理解することに努めている。しかし、一部に子どもの手の届かない場所に遊具等が置かれている状況が見られたので、方針の周知・徹底を望みたい。		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 近隣の4つの公園や川の土手に散歩に行き自然や小動物・植物に触れ、保育士も子どもと一緒に体験して、子どもが興味や好奇心を高めるように努めている。また、園庭の植木や植物にいたつむりの飼育やバツタを観察し、生き物の命の大切さを学んでいる。地域のご家庭からハロウィン祭ではプレゼントを頂くなど地域の方との交流もある。職員は環境設定をし、子ども達の見守り観察を大切に主体的な遊びを通して、成長・発達することを尊重した保育に努力している。今後、公共の施設を活用する機会を設け、幅広い体験学習が出来る事を期待する。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 異年齢の子どもとの交流が行われている。
(評価コメント) 保育理念「あったかい心」愛情・信頼・認め合い・思いやりの気持ちのこもった行動が素直に表現できることを目標として、楽習保育が行われている。保育士はプログラムや各レシビの研修や指導計画の作成等を通じて、その日その日で柔軟な保育を行い、援助の原則として、ほめる、はげます、ひろげるを基本として努力している。朝・夕は異年齢保育を行い、順番や代ってあげる優しさ、あこがれの気持ち等体験できるようにしている。		

24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 現在特別な配慮を必要とする子どもは在籍していないが、気になる子どもについては行政の保育課や相談窓口、専門機関と連携をとっていくようにしている。特別な配慮を必要とする子どもの保育に関する研修については、外部研修に参加し知識を広げていく予定である。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<p>引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 担当職員の研修が行われている。 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</p>
<p>(評価コメント) 延長保育の職員への引継ぎは伝言板と職員連絡ノートで行っている。保護者には全園児(0歳～3歳)の連絡帳でその日の様子を伝えていが、必要な場合は担当保育士が直接保護者と面会し伝えている。保育は各クラスで行い、人数が少なくなった時点で合流し異年齢が安心して楽しく過ごせるように関わっている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<p>一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 非該当 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</p>
<p>(評価コメント) 保育参加・個人面談を年2回実施し、今年度は6～7月約3週間の間に全保護者に参加して頂いている。園での子どもの集団生活の様子をみて頂き、保育士と保護者が共に子どもを理解し、保育目標を共有する機会としている。クラス懇談会を年2回土曜日に実施し保育内容を伝えている。また、毎日連絡帳で子どもの様子を伝え合っている他、毎月園だよりで1か月の出来事や連絡、保健情報等を発信している。保護者には「小さなこと」でも相談して頂ける様に園側から言葉掛けを多くするように心掛けている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<p>子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>
<p>(評価コメント) 年間保健計画を作成している。保健日誌に子どもの健康観察状況やケガ・病気の応急処置等記載している他、健康チェック表や生活記録には個人別に日々の熱や排泄等健康状態と生活状況が記録・把握している。嘱託医による全園児対象の内科健診は年2回、歯科検診年1回実施し、健診結果は記録すると共に、保護者に連絡帳や口頭で伝達している。不適切な養育の兆候が見られた場合は、関係機関との連携を取る体制が整っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
<p>(評価コメント) 保育中に子どもの体調不良や怪我などに気付いた場合は、処置や保護者へ連絡をするとともに受診も視野に入れて対応している。感染症の発生予防として、年間を通して全クラス除菌液による消毒や手洗いの励行などを行っている。保育中嘔吐や下痢症状が認められた場合は処理・処置が行える体制と処理用品が備わっている。SIDSの予防は睡眠チェックを0歳児は5分毎、1歳児は10分毎、2歳児は15分毎行って万全を期している。感染症発生の場合は、関係機関への連絡や掲示板で保護者伝達を行い、蔓延化防止に努めている。園内研修として感染予防や体調不良時の対応等検討しているので期待したい。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちや育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じて、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
<p>(評価コメント) 年間食育計画を作成し保育士、栄養士、園長で話し合い実施している。園庭でピーマン、トマト、チンゲン菜、小松菜など子ども達が種まき、栽培し大きくなったものを収穫し、自分たちが作ったものを食べてみることを体験し、食への興味・関心を広げ、また、食べなかった魚や葉物の食材も食べるようになるなどの経験をしている。アレルギー児には医師の健康診断書に基づき、保護者面談を行い除去食材の確認を行っている。個別献立表にて代替食を用意し、トレーの色分けや複数の職員でチェックするなど万全を期している。味付けはダシを大目にとり食塩を減らすなど工夫し保護者参加時での保護者の試食でも好評を得ている。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
<p>(評価コメント) 全室に空気清浄器・加湿器が設置され換気とともに、0,1歳児室は消毒液入りの噴霧器を利用しての衛生管理と室内の空気乾燥に注意を払っている。温度・湿度は1日3回、保育日誌に記入し管理している。歩行自立の子どもは0歳児から手洗いを励行し、職員もオムツ交換後や給食・おやつ時には消毒液での手洗いを行っている。床・トイレ・おむつ交換台の消毒には消毒液を使用し清拭を行い、布製の遊具は日光干しを行うなどの保健的環境の維持を図っている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<p>事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 危険箇所点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>
<p>(評価コメント) 事故対応マニュアルを整備し、救急車の通報方法など職員が落ち着いて対応できるように一目でわかるフローチャートを作成し事務室に掲示している。事故発生後は「けが記録」「事故報告書」を作成し、昼礼時に職員への周知を行い再発防止に取り組んでいる。園長とクラスリーダーで怪我や事故の検証を行い作成した「危険箇所をプロットした「ヒヤリハット・マップ」を、廊下や各保育室に掲示し職員に注意を喚起している。なお、怪我や事故には至らなかったがヒヤリ・ハットした事例を書式に記録し、その情報を職員間で共有し、事故を未然に防止する取り組みも必要と思われる。玄関・園庭にはカメラを設置し、登降園時にはカード提出と名前の確認などの不審者対策を図っている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<p>地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 定期的に避難訓練を実施している。 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント) 自衛消防隊を組織し、通報連絡・初期消火・避難誘導等の役割分担表を事務室に掲示している。年間避難訓練計画を立案し、火災・地震や江戸川からの浸水水害を想定した避難訓練を毎月実施している。特に初期消火や避難経路・避難場所の確認を周知している。災害時引き渡し訓練では「災害時引き渡し表」にて、迎えの所要時間や迎えに来る人の確認を行っている。今後、早朝や延長保育に備え昼間以外の時間帯での訓練が望まれる。安心伝言板や園のブログでの安否確認の方法を決め周知している。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 行政主体の会議・研修会への参加や、園の運営委員会に参加している民生委員(兼 児童委員)との関係を密にして地域の子育てニーズの把握に努めている。ボランティアや実習生の受け入れ、地域の子育て家庭への支援や情報提供については現在検討中である。10月のハロウィンには近隣のお宅を訪問しお菓子を手渡すなどの交流を図り、12月の生活発表会には町内の方の招待を予定している。子どもと地域の人との交流を出来ることから少しずつ広げていく取り組みが始まっている。</p>		